

平成 28 年 10 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 10 月 5 日（水）午前 9 時 00 分より臼杵市役所野津庁舎（3 階）議事場において会長が 10 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 江藤 敏博 委員 2 番 後藤 益喜 委員 3 番 佐藤 政雄 委員 4 番 鶴田 茂資郎 委員

5 番 三浦 拙夫 委員 6 番 小橋 勇二 委員 7 番 姫嶋 正則 委員 8 番 長田 徳行 委員

9 番 遠藤 喜一 委員 10 番 赤峯 勝幸 委員 11 番 柳井 徳雄 委員 13 番 佐藤 幸子 委員

14 番 山下 幸延 委員 15 番 柳井 正二 委員 16 番 甲斐 徳 委員 17 番 足立 正徳 委員

18 番 堀 京子 委員 19 番 小川 一男 委員 20 番 足立 敏雄 委員 22 番 中野 定重 委員

欠席委員 12 番 物延 亀一 委員 21 番 川野 健治 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

毛利 郁 課長 向井 一徳 主査 上田 絵理 主事

付議議案

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 51 号 非農地証明願いについて

議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 53 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について

副会長 ただ今から総会を始めます。

局長 これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は物延 亀一委員、川野 健治委員が欠席となっており、出席委員は、21 名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

議長 それでは、議席番号 1 番 江藤 敏博委員 議席番号 11 番 柳井 徳雄委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおりあったので提案する。平成 28 年 10 月 5 日
臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

番号 1、畑 165 m² を耕地拡張のため、所有権移転するものです。

以上 1 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。9 月 27 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

鶴 田

委 員 私、鶴田より、9 月 27 日に実施しました議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 1 筆で、適切に耕作されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。以上、3 条申請 1 件の調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成 28 年 10 月 5 日 臼杵市農業委員会会長 足田忠公

番号 1、畑 187 m² 外 4 筆 合計 491 m²を一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

番号 2、田 1,290 m² ほか 1 筆 合計 1,335 m²を集合住宅用地として利用するものです。農地区分は 3 種農地となっています。尚、394 番 1 の 45 m²については、近隣住民の車両の転回場所に利用されており、始末書付の追認となります。議案書には記載されていませんので、誠に申し訳ありませんが記載をお願いします。以上、2 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

鶴 田
委 員 私、鶴田より、9 月 27 日に実施しました議案第 50 号 農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号 1 の申請についてです。一般住宅用地として利用するものです。申請地は 5 筆で、適切に管理されている土地です。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上

のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。集合住宅用地として利用するものです。申請地は2筆です。適切に耕作及び管理をされてきた土地ですが、もう1筆については、平成18年5月頃から、車の転回場所や駐車場として使用されており、今後は、建築予定の集合住宅の来客用の駐車場として利用するものであります。追認案件であり、始末書も添付されています。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、4条申請2件の調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。次に、議案第51号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

次長 　　議案第51号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおり、あったので、提案する。平成28年10月5日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公
番号1、畑 1175㎡の土地については、平成12年7月に転用許可を受け目的どおりに転用され非農地化した土地です。
番号2、畑 722㎡ 外1筆 合計774㎡の土地については、長い間耕作されず、竹林、雑木等により非農地化した土地

です。以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。以上、非農地証明願い 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

江 藤
委 員

私、江藤より、9月27日に実施しました議案第51号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請についてです。申請地は1筆で、過去に転用許可を受け目的通りに転用され非農地化した土地です。審査項目については②に該当するものと判断します。

番号2の申請についてです。申請地は2筆で、長い間耕作されず、竹木や雑木等により非農地化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断します。以上、非農地証明2件の報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第51号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第51号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第52号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 10 月 5 日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「平成 28 年 10 月 5 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 9 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、2,325 m²、2 筆です。畑については、2,450 m²、6 筆です。合計面積は、4,775 m²、8 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 4 人に対しまして、借り手は 3 人となります。2 ページ以降については野津地域と臼杵地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 10 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 10 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 53 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第 53 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。平成 28 年 10 月 5 日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠

公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 53 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。

別冊資料の 1 ページと 2 ページをご覧ください。畑 1 筆合計約 9a を認定農業者に配分するものです。本件につきましては、地権者との同意により、利用権の設定を行うもので、使用貸借の設定となっております。以上の配分計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
　　　　　　－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 53 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 　　次に、議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 　　議案第 54 号農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

平成 28 年 10 月 5 日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましても、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

上 田
主 事

農林振興課の上田です。お手元の議案第 54 号農業振興地域整備計画変更案をご覧ください。

番号 1 から説明させていただきます。地目 畑 面積 148 ㎡ 畑 面積 16 ㎡の合わせて 2 筆 164 ㎡となっております。承認を受ける用途としましては、一般住宅用地となっております。変更理由としましては、現在、転用者の住宅は、妻の実家である津久見市内で妻の両親と同居しているが、子供の成長や家族計画を考慮すると現住居では今後一層手狭になるため、住宅建築を計画いたしました。申請地以外の場所も検討したが、希望条件に合う土地が見当たらず、叔父が所有する土地の当該地が最適地と考え選定したものです。地権者については、現在個人商店を営んでおり、後継者である息子も社員として勤務しているため農業をする意思はなく、利用状況についても家庭菜園程度の耕作しかしておりません。また、当該地周辺は宅地化も進んでおり、今後、効率的な生産も見込めないため、農用地利用計画の変更(除外)については、やむを得ないものと考えられる。

続きまして、番号 2 について説明させていただきます。田 面積 19 ㎡となっております。承認を受ける用途としましては、既存施設拡張用地となっております。変更理由としましては、太陽光パネル増築に伴い、既存水路の断面が小さく、改修(拡張)工事を行うためとなっております。今回の場合、大分県中部振興局の森林法の担当と臼杵市の里道・水道の担当と協議をしており、水路の拡張を指示されており申請にいたったものであります。

続きまして、番号 3 について説明させていただきます。畑 面積 400 ㎡となっております。承認を受ける用途としましては、一般住宅用地となっております。変更理由としましては、現在、転用者の住宅は、社宅に家族 4 人で住んでいる。子供の成長につれ、さらに手狭になると考え住宅建築を計画いたしました。また、申請地は本家に近い場所であるため両親が高齢になってもすぐに行き来が出来、家の行事等に容易に参加出来ることから当該地が最適と考え選定したものです。申請地以外の場所も検討したが、希望条件に合う土地が見当たらず、当該地が最適地と考え選定したものです。当該地は、地権者が孫である転用者の住宅を建設するために購入した土地であり、利用状況についても家庭菜園程度の耕作しかしていない。今後も効率的な生産も見込めない状況にあるため、農用地利用計画の変更(除外)については、やむを得ないものと考えられる。

以上 3 件につきまして、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今の説明に対しまして、担当地区の委員さんに現地調査をして頂いております。調査報告をお願い致します。

次 長 　　この案件につきましては、本来川野委員が報告する事となっておりますが、本日欠席となりましたので、事務局より報

告させていただきます。農振除外の番号 1 でありますけれど、現地の調査は 9 月 23 日に川野委員と事務局で行いました。土地基盤整備は行っておらず、周辺部は、宅地化が進んでおり、家庭菜園程度の農地が点在しています。農地の集団化や、農業経営の効率化が見込める農地ではなく農地の転用を行っても、周辺の農地に影響がないものと考えられ、農業振興地域の除外は、妥当なものとして判断しております。

鶴 田
委 員

番号 2 について報告させていただきます。既存の水路がありますけれども、この水路を 50cm 拡張するという事で、この文書にございますように、大分県中部振興局の森林法の担当と臼杵市の里道・水道の担当と協議をしており、水路の拡張を指示されており申請にいたったものであります。私もここに、8 月 17 日に日出電機の代表の方と水路を 50cm 拡張するという事で、杭を打ちに行ってきました。現地は昨年まで耕作されておりましたけれども今年は休耕している所で、問題は無いと判断をいたしました。

番号 3 についてですが、一般住宅用地として承認を受けるという事で、現在写真の畑は地権者の家から 200m ぐらい離れたところにある畑であります。変更理由等にありますが、ここが適切な場所であるという事で、住宅用地として転用許可申請を申し出たものであります。7 月の中旬頃に大分市の土地調査士と一緒に立ち会って調査したものであります。問題は無いと判断をいたしました。

議 長

ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長

質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長

全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり

承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10：00）